

平成21年3月2日

平成21年第2回鳥取県西部広域  
行政管理組合議会定例  
会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

# 平成 21 年第 2 回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会議録

~~~~~

## 議事日程

平成 21 年 3 月 2 日全員協議会終了後

- 第 1 会議録署名議員の指名議席の指定
- 第 2 議案第 2 号 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等・入札契約審議会条例の制定について
- 第 3 議案第 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の制定について
- 第 4 議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 号 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第 6 号 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7 号 鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8 号 平成 21 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算
- 第 9 議案第 9 号 平成 21 年度鳥取県西部伊広域行政管理組合鳥取県西部ふるさと振興事業特別会計予算
- 第 10 議案第 10 号 教育委員会委員の任命について
- 第 11 報告第 1 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 11

~~~~~

出席者（16人）

|     |      |     |      |     |       |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 吉岡知己 | 2番  | 渡辺照夫 | 3番  | 中村昌哲  |
| 4番  | 森雅幹  | 5番  | 松井義夫 | 6番  | 岡村英治  |
| 7番  | 中本実夫 | 8番  | 渡辺明彦 | 9番  | 米村一三  |
| 10番 | 橋井満義 | 11番 | 鹿島功  | 12番 | 石上良夫  |
| 13番 | 西郷一義 | 14番 | 福原實  | 15番 | 佐々木秀明 |
| 16番 | 池田成弘 |     |      |     |       |

~~~~~

説明のため出席した者

管理者	米子市長	野坂康夫	副管理者	境港市長	中村勝治
副管理者	日吉津村長	石操	〃	大山町長	山口隆之
〃	南部町長	坂本昭文	〃	伯耆町長	
〃	日南町長	矢田治美	〃	日野町長	景山享弘
〃	江府町長	竹内敏朗	〃	米子副市長	角博明
教育長		足立操	事務局長		内田俊男
消防局長		浦木昇	消防局次長兼総務課長		船越操
事務局総務課長		足立信二	事務局次長兼施設課長		村瀬豊
環境資源課長		伊澤壽高	事務局総務課 入札財政係長		神庭千秋

~~~~~

事務局の職員

|                        |      |
|------------------------|------|
| 事務局総務課庶務係長<br>(議会事務担当) | 片岡忠紀 |
|------------------------|------|

~~~~~

## 午後 3 時 47 分 開会

○議長（中村昌哲） これより、平成 21 年第 2 回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

## 諸 般 の 報 告

○議長（中村昌哲） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書により、ご了承願います。

次に、監査委員から報告がありました、例月出納検査の結果については、お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承願います。

次に、本定例会の会期は、組合議会会議規則第四条の規定により、本日一日限りとなっておりますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程はお手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中村昌哲） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 36 条の規定により、1 番、吉岡議員及び 9 番、米村議員を指名いたします。

~~~~~

## 第 2 議案第 2 号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 2、議案第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 2 号について、ご説明を申し上げます。議案第 2 号は鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札契約審議会条例の制定について、お願いをするものでございまして、行政改革大綱実施計画に基づき、本組合に建設工事等入札契約審議会を設置して、公共工事等の入札及び契約の透明性、公平性を確保し、その適正な執行を図るため、新たに、本条例を制定しようとするものでございます。

制定内容といたしましては、第 1 条で、建設工事等入札契約審議会の設置について、定めますほか、第 2 条におきまして、審議会が調査、審議いたします、事項を定めま

すとともに、第3条以降で審議会の組織や、その運営について定めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日からといたしております。

よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

○6番（岡村英治） はい。

○議長（中村昌哲） はい、岡村議員、6番。

○6番（岡村英治） はい。えっと、こういった審議会についてですけども、こういったメンバーで、構成しようというふうに、まあ、考えていらっしゃるか、その点だけ、お伺いしたいというふうに思うんですけども、まあ、このへんで、例えば、えー、第2条にですね、えー、入札及び契約に係る苦情の処理状況に関することと、いうふうなことも謳っております。ま、そういったことに対して、やはり、専門的な知見とか、そういった方が、必要だろうというふうに、まあ、考えますけども、そのへんはいかがでしょうか。

○総務課長（足立信二） はい。

○議長（中村昌哲） 足立総務課長。

○総務課長（足立信二） えー、今、あの、わたしどもで考えております、ついでにいいですか、あの、この条例が、えー、公布後に、えー、必要な事項、それから、あの、処理要綱等、定める中で、あの、委員さんも指名していきたいと思っております。えー、今、考えておりますのは、えー、学識経験者、まあ、えー、大学等の教授並びに、えー、弁護士、税理士等を指名したいと思っております。以上です。

○6番（岡村英治） わかりました。

○議長（中村昌哲） はい。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） ないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 第3 議案第3号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第3、議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、松井議員。

○5番（松井義夫）（登壇） ただ今、ご上程いただきました、議案第3号について、提案者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号は、鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の制定についてであります。組合議会におきましては、従来にもまして、圏域住民への説明責任が求められており、その付託に答えるための議会改革の一環として委員会条例を制定するものでございます。条例の内容でございますが、円滑な議会運営を図るために議会運営委員会を、さらに活発な論議並びに慎重なる議案審議を確保するために2つの常任委員会の設置を定めております。また、委員会運営上必要な、所要の手続き等を定めております。施行期日につきましては、平成21年4月1日からといたしております。

なお、経過措置といたしまして、現に、本組合議会の特別委員会の委員につきましては、引き続きその任にあたるものとしたところでございます。

全議員の皆さまのご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 第4 議案第4号

○議長（中村昌哲） 次に日程第4、議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第4号について、ご説明を申し上げます。

議案第4号は、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員、その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正について、お願いをするものでございまして、今回の改正は、鳥取県西部広域行政管理組合、建設工事等入札、契約審議会条例を制定することに伴いまして、同審議会の委員に対します報酬について、規定いたしますとともに、

あわせて情報公開、個人情報保護審査会委員の報酬につきまして、その額を改めようとするものでございます。

改正内容といたしましては、別表で、情報公開、個人情報保護審査会委員報酬を日額7千円に改めますほか、建設工事等入札契約審議会委員報酬を日額7千円と定めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からといたしております。よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第5 議案第5号

○議長（中村昌哲） 次に日程第5、議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第5号について、ご説明を申し上げます。

議案第5号は、鳥取県西部広域行政管理組合、リサイクルプラザ条例の一部改正について、お願いをするものでございまして、今回の改正は、特定家庭用機器、再商品化法施行令の一部が改正されたことによりまして、特定家庭用機器として、再商品化の対象とされておりました、エアコンディショナー、ブラウン管式テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機の5品目に、新たに液晶式テレビジョン受信機、プラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機の3品目が追加され、また、特定家庭用機器から再商品化すべき部品及び材料の総重量に対する割合の改定と、電気洗濯機及び衣類乾燥機からのフロン類の回収の義務付けが、あわせて行われたため、リサイクルプラザでの、処理能力を勘案いたしまして、リサイクルプラザに搬入できる特定家庭用機器をブラウン管式テレビジョン受信機のみといたしますとともに、行政改革大綱実施計画に基づきまして、不燃物処理手数料について、処理に要する費用と

手数料金額の見直し、検討を行い、近隣団体の類似手数料金額も考慮いたしまして、適正な料金への改定を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容といたしましては、第7条でブラウン管式テレビジョン受信機以外の特定家庭用機器、廃棄物のリサイクルプラザへの搬入を制限いたしますほか、第10条におきまして、従来、事業所から搬入される処理対象ごみと、産廃不燃物を搬入するものから徴収しておりました手数料を、処理対象ごみと産廃不燃物を搬入する一般家庭を含む全ての者から徴収することに改め、その手数料金額につきましても、90キログラム当たり1,020円から10キログラム当たり170円へ引き上げいたしますとともに、第10条の2で手数料の減免について、規定するものでございます。

また、別表におきまして特定家庭用機器、廃棄物をリサイクルプラザに搬入するものが納付する手数料から、ブラウン管式テレビジョン受信機以外の特定家庭用機器、廃棄物にかかる手数料を削除するものでございます。

施行期日につきましては、平成21年4月1日からといたしておりますが、第10条第1項の規定につきましては、平成21年7月1日からといたしております。

よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**○議長**（中村昌哲） これより質疑に入ります。

4番、森議員。

**○4番**（森 雅幹） えー、第10条の関係ですけれども、えーと、先程、あの、市長の説明で、これまで、業として事業活動に伴って、まあ、持ち込んだものについては、10キログラム当たり、まあ、170円だったものが、今回は90キログラム当たり、ま、1,020円の手数料を、というところですね。それと、また、改めて、えー、一般家庭の、えー、今まで「ただ」だった持込のものについても、90キログラム当たり、1,020円の手数料をとるという、まあ、こういうことなんですけども、えーと、わたし、ここのところ、あの、すごく重要な部分で、えーと、ほんとに広域の、えー、市民の皆さん、町民の皆さんにも、これは、ほんとに、ほんとに、こういうことするんだ、ということが、えー、いろいろ伝わって、その結果、やっていかれる必要があると思っているんですが、えー、まず、その、えー、市民、町民の合意を得る、ま、そういったことについて、どういうふうに考えてるのか、ただただ、えー、これ、値上げをすると、まあ、こういうことなのか。それと、もう一つは、今まで、いわゆる、業者さんが持ち込んだものについては、10キログラム、170円ですから、それが90キロになると、えー、1,530円ですか？えー、それが、今度は1,020円に安くなるんですよね。それが、今度は、業者が安くなるけれども、逆に、市民は高くなる。これは、どういうことなのか、ということで、ちょっと、わたしは、ちょっと理解しかねるな、というふうに思います。で、その両方の点について、説明を求めたいと思います。

**○議長**（中村昌哲） えー、伊澤環境資源課長。



○環境資源課長（伊澤壽高） はい。えー、今まで、料金ですけども、えー、事業者が、えーと、90キログラム当たり1,020円で、個人は、無料でした。これを、あの、事業所、それから個人ともに、10キログラム当たり170円に値上げをするものでございます。

あの、それから、あの、個人からの、どうして料金を、えーと、徴収するのかということなんですが、えー、西部広域、あの、構成市町村で、ごみ収集の有料化を導入しておりますけども、不燃ごみの直接持ち込みにつきましても、ほとんどの市町村で、有料化が実施されている。で、あの、不燃物だけ、今、現在無料ですけども、あの、これにつきましても、10キログラム当たり170円に有料化するというところでございます。

○議長（中村昌哲） 森議員。

○4番（森 雅幹） この、新旧対照表を、ちょっと、逆に読んでおまして、ちょっと、わたし、あの、間違いでした。えっと、それでは、あの、今まで、えー、業者だけが90キログラム当たり1,020円だったものを、えー、全部から、ま、取ると、10キログラム当たり170円ということなんですよね。で、そこなんですけれども、まあ、確かに多くのところで可燃物については、まあ、負担すると、まあこういうことになっています。まあ、米子市をはじめ、境港市も全部、ほとんどのところでやっと思われと思いますが、ま、あの、これまで、えー、広域だけはですね、持ち込んだものについてだけは、まあ、よしということで、まあ、えー、いわゆる、持ち込んだものについては無料だということで、えー、なんですか、不法投棄といった問題が、ま、回避をされてきたのではないかと、いうふうに、ま、わたしも思うんですけども、で、その、不法投棄、そういったものに対する、えー、どうやって防止をしていくのか、それから、また、これだけ、えー、ま、負担が増えていく。それを、どうやって説明をしていくのか、そのあたりのことの、要するに、広域として、どういうふうに、えー、その、不法投棄を防止していくのか、それから、また、えー、どうやって、それ、理解を得ていくのか、そのあたりをお願いしたいです。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい。あの、この、ごみ処理手数料の、あの、改正は7月1日と、21年7月1日からと、いうふうにしております。で、まあ、3ヶ月の、あの、周知期間がありますので、あの、構成市町村の、あの、広報媒体を通しまして、あの、宣伝をしていきたいと、いうふうに考えております。

○議長（中村昌哲） 不法投棄は。

○環境資源課長（伊澤壽高） えっと、不法投棄につきましても、まあ、あの、構成市町村の、ま、清掃担当課長会議等を開きまして、あの、宣伝をしていきたいと、いうふうに考えております。

○議長（中村昌哲） 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶものあり]

- 議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶものあり]

- 議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。  
これより、本件を採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第 6 議案第 6 号

- 議長（中村昌哲） 次に日程第 6、議案第 6 号を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
野坂管理者。

- 管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 6 号について、ご説明を申し上げます。

議案第 6 号は、鳥取県西部広域行政管理組合、情報公開条例の一部改正について、お願いをするものでございまして、今回の改正は、行政改革大綱実施計画に基づきまして、公文書の公開にかかる手数料について、処理に要する費用と手数料金額の見直し、検討を行いまして、適正な料金への改定を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容といたしましては、第 15 条の公文書の公開にかかる手数料のうち、関係市町村に住所を有するもの等以外のものから徴収する手数料金額を公文書の公開 1 件につき、300 円から 350 円に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成 21 年 4 月 1 日からといたしております。

よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

- 議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶものあり]

- 議長（中村昌哲） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶものあり]

- 議長（中村昌哲） 別がないものと認め、討論を終結いたします。  
これより、本件を採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第 7 議案第 7 号

○議長（中村昌哲） 次に日程第 7、議案第 7 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 7 号について、ご説明を申し上げます。

議案第 7 号は鳥取県西部広域行政管理組合、一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてお願いをするものでございまして、今回の改正は、行政改革大綱実施計画に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間、実施いたします、一般職の職員の給与の減額を、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間、引き続き実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第 2 条で給料の減額期間を改めますほか、第 3 条第 1 項で、これまで鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与に関する規則において規定しておりました、管理職手当の減額が平成 21 年 3 月 31 日をもって失効となることに伴いまして、給料と同様、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、引き続き減額を行うため、条例において定めようとするものでございます。

また、第 3 条第 2 項及び第 3 項につきましては、これまで第 3 条において一括して規定しておりました、期末手当、及び、勤勉手当の減額につきまして、項を分けて規定を行い、整理をいたしたものでございます。

施行期日につきましては、平成 21 年 4 月 1 日からといたしております。

よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（中村昌哲） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（中村昌哲） 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第 8 議案第 8 号

○議長（中村昌哲） 次に日程第 8、議案第 8 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第 8 号について、ご説明を申し上げます。

議案第 8 号は、平成 21 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算について、お願いをするものでございまして、平成 21 年度、一般会計予算総額は、59 億 3 千 5 万 8 千円とし、前年度当初予算と比べ、金額で 1 億 2 千 1 万 4 千 2 千円。率にいたしまして、2.1%の増額予算といたしております。

前年度当初予算と比べ増額となりましたのは、第 5 次消防力等整備 5 ヶ年計画に基づく、消防車両の更新に伴います、救急高度化整備事業費の増と、平成 28 年度からの消防救急無線のデジタル化に備えました電波伝搬調査委託料の新規計上によります投資的経費の増額、平成 3 年度に借り入れをいたしました、消防局庁舎建設事業に係ります 4 億 3 千万円の起債のうち、利率 5.5%で簡易生命保険資金より借り入れいたしました、2 億 6 千 2 0 万円の起債の平成 21 年度末、未償還元金額、1 億 1 千 7 万 9 千 8 百 7 千円を公的資金補償金免除、繰上げ償還制度を活用いたしまして、繰上げ償還することに伴う公債費の増額、また今後予想される新型インフルエンザの発生に備えまして、患者搬送業務に従事する救急隊員が新型インフルエンザの感染を防止して、患者搬送業務の継続を図るため、約 3 千人の患者搬送に必要とする、感染防止用資器材購入費の新規計上によるものでございます。

このように、前年度当初予算に比べまして、予算総額が増額となる中、平成 21 年度一般会計予算の編成に当たりましては、組合構成市町村の厳しい財政事情を踏まえまして、職員の新陳代謝や、3 名の正職員を再任用職員へ切替えたことによる、人件費の減額をはじめ、退職積立金の積立率を前年度措置いたしました、給料年額の 100 分の 7 から、100 分の 1 引き下げ、100 分の 6 としたことによる、退職積立金の減額に加え、施設の運転に使用いたします、LP ガス、灯油、A 重油等の燃料価格の値下がり等によりまして、市町村負担金を、前年度当初予算の範囲内とするよう、努めたところでございます。

まず、第 1 条、歳入歳出予算のうち、歳出の主な内容について、ご説明を申し上げますと、第 1 款、議会費につきましては、議会の開催に伴う経費を、計上いたしております。

第 2 款、総務費、一般管理費につきましては、正副管理者ほか、特別職の報酬、及び、事務局総務課等の職員 15 名分の人件費をはじめ、基金から生じる、運用利子分の積立金、及び、職員の退職積立金、広域 LAN ネットワークの使用と、設備の保守管理に係る経費、並びに、一般事務経費等につきまして、それぞれ所要額を、積算計上いたしております。

企画調整費につきましては、平成 20 年 7 月に設置いたしました、広域ごみ処理計画課職員 2 名分の人件費をはじめ、可燃ごみ処理広域化実施計画策定支援業務委託料のほか、職員

の退職積立金、並びに、広域ごみ処理計画に係る、事務経費につきまして、それぞれ、積算計上いたしております、前年度と比べますと、広域ごみ処理計画課の設置に伴いまして、職員2名分の人件費と、可燃ごみ処理広域化実施計画策定支援業務委託料等の新規計上によりまして、増額いたしております。

第3款、民生費、老人福祉施設費につきましては、うなばら荘指定管理者納入金に係ります、基金積立金のほか、建物に係る保険料につきまして、それぞれ、積算計上いたしております、前年度と比べますと、うなばら荘指定管理者納入金に係ります、基金積立金を、実績見込により、減額いたしております。

介護認定審査会費につきましては、審査会委員96名分の報酬、及び、職員2名分の人件費をはじめ、非常勤職員5名分の臨時職員経費のほか、職員の退職積立金、並びに、審査会の運営に係る経費につきまして、それぞれ積算計上いたしております。

障害認定審査会費につきましては、審査会委員18名分の報酬をはじめ、非常勤職員2名分の臨時職員経費のほか、審査会の運営に係る経費につきまして、それぞれ、積算計上いたしております、前年度と比べますと、平成18年度審査分の、有効期間が満了となることに伴い、更新分の審査件数が、大幅に増加することによりまして、審査会委員報酬が増額いたしております。

第4款、衛生費、第1項、保健衛生費の、保健衛生総務費につきましては、病院群輪番制病院の運営事業補助金のほか、小児救急医療支援事業補助金を計上いたしております、前年度と比べますと、小児救急医療支援事業におきまして、補助対象日数が増加したことにより、補助金を増額いたしております。

火葬場費につきましては、非常勤職員4名分の臨時職員経費のほか、火葬業務に要する経費といたしまして、火葬業務委託料をはじめ、設備保守、館内清掃、庭園管理委託等の火葬場管理経費、火葬用LPガス等の火葬場運転経費、火葬炉設備修繕料等について、それぞれ、所要額を措置いたしております、前年度と比べますと、火葬用LPガスの単価の値下がりによりまして、火葬場運転経費を減額いたしております。

次に、第2項、清掃費の、不燃物処理費につきましては、職員9名分の人件費をはじめ、非常勤職員8名分の臨時職員経費と、職員の退職積立金のほか、不燃物処理に要する経費といたしまして、手選別による、ごみの選別業務委託料をはじめ、中央操作室運転管理業務委託料、従来から行っておりました、ペットボトル処理と、銅選別業務の委託に、古紙分別業務を新たに加えた、再生資源分別等業務委託料、不燃残さ運搬業務委託料、プラスチック類再資源化業務委託料や、庁舎清掃、検査委託等の施設管理経費、電気料金等の施設運転経費、機械設備修繕料等につきまして、それぞれ所要額を、積算計上いたしております、前年度と比べますと、従来のペットボトル処理と、銅選別業務に、古紙分別業務を新たに加えた、再生資源分別等業務委託料の新規計上によりまして、委託料が増加いたしております。

最終処分費につきましては、職員1名の人件費をはじめ、非常勤職員1名分の臨時職員経費のほか、廃棄物最終処分委託料、最終処分場放流水の水質検査委託料等につきまして、

それぞれ所要額を、積算計上いたしております、前年度と比べますと、廃棄物最終処分委託料におきまして、当初建設費、2期工事費、構造変更工事費の負担の終了によります減額と、平成21年度からの膜脱処理設備に係る負担の増額、小堰堤築造工事費分の負担の開始による増額、最終処分場の維持管理に係る委託料の減額によりまして、廃棄物最終処分委託料が増加した反面、正職員1名を、再任用職員へ切替えたことに伴う、人件費の減によりまして、減額いたしております。

溶融処理費につきましては、職員4名分の人件費をはじめ、非常勤職員2名分の臨時職員経費と、職員の退職積立金のほか、溶融処理に要する経費といたしまして、施設の運転管理業務委託料をはじめ、処理残さ運搬業務委託料、溶融施設維持管理、補修経費の積算に係る技術支援業務委託料、設備保守、庁舎清掃、検査委託等の施設管理経費、溶融燃料費、電気料金等の、施設運転経費、機械設備修繕料等につきまして、それぞれ所要額を、積算計上いたしております、前年度と比べますと、溶融燃料の灯油の単価の値下がりによりまして、溶融施設運転経費を、大幅に減額いたしております。

し尿処理管理費につきましては、事務局施設課職員2名分の人件費をはじめ、職員の退職積立金のほか、し尿処理管理事務に係る一般事務経費につきまして、積算計上いたしております、前年度と比べますと、退職者1名分の退職手当が、減となったことによりまして、減額いたしております。

白浜浄化場処理費につきましては、職員4名分の人件費をはじめ、非常勤職員3名分の臨時職員経費と、職員の退職積立金のほか、処理水槽清掃、検査委託等の浄化場管理経費、電気料金、医薬材料費等の浄化場運転経費、機械設備修繕料、施設改築に当たって行った、大和公園整備事業に対する、負担金等につきまして、それぞれ所要額を、積算計上いたしております、前年度と比べますと、正職員1名を、再任用職員へ切替えたことに伴う、人件費の減額のほか、機械設備修繕料の減額によりまして、減額いたしております。

米子浄化場処理費につきましては、職員5名分の人件費をはじめ、非常勤職員3名分の臨時職員経費と、職員の退職積立金のほか、処理水槽清掃、検査委託等の浄化場管理経費、電気料金、医薬材料費等の浄化場運転経費、機械設備修繕料等につきまして、それぞれ所要額を、積算計上いたしております、前年度と比べますと、し尿貯留槽天井等補修工事の増により、機械設備修繕料が増額となった反面、退職者2名分の退職手当の減額と、正職員1名を再任用職員へ切替えたことに伴う人件費の減額によりまして、減額いたしております。

第5款、消防費の、常備消防費につきましては、消防職員292名の人件費、退職者3名分の退職手当をはじめとする退職者経費、非常勤職員1名分の臨時職員経費と、職員の退職積立金のほか、救急救命士養成費、消防大学校、県消防学校等に係る研修、教育費、職員の貸与被服や車両燃料、救急隊用消耗品等に係る経費、高機能消防指令センター等に係る通信指令関係経費、設備保守、清掃委託等の庁舎管理経費等につきまして、それぞれ所要額を、積算計上いたしております、前年度と比べますと、職員の新陳代謝等によります、人件費の減額や、退職積立金年度分の積立率の引き下げによりまして、退職積立金が減額となった

反面、退職者2名の増加に伴います退職手当等の退職者経費の増額、新型インフルエンザ感染防止用資器材の新規計上に伴います、需用費の増により、増額いたしております。

消防施設費につきましては、庁舎、設備、車両に係る修繕料を措置いたしておりますほか、第5次消防力等整備5ヵ年計画に基づく事業といたしまして、平成28年度からの、消防救急無線のデジタル化に備えた、電波伝搬調査委託料、老朽化しております伯耆出張所の庁舎改修工事費、消防庁補助によります、皆生出張所消防ポンプ自動車1台と、江府消防署高規格救急車1台、及び、高度救命処置用資機材の更新、防衛省補助によります、境港消防署高規格救急車1台、及び、高度救命処置用資機材の更新を、計上いたしますとともに、車両用バッテリー、消防ホース等の消耗品、備品購入費を、措置いたしております。前年度と比べますと、平成20年度に行いました、境港はしご車オーバーホールが減少したことにより、庁舎、設備、車両に係る修繕料が減となったほか、電波伝搬調査委託料の新規計上や、高規格救急車の更新台数が、1台増加したことによりまして、増額いたしております。

第6款、教育費の教育委員会費は、教育委員会の開催に要する経費を計上し、視聴覚教育費につきましては、非常勤職員1名分の臨時職員経費のほか、広報誌等の作成費や、視聴覚教材の購入費等、視聴覚ライブラリーの運営経費について、所要額を、積算計上いたしましたものでございます。

第7款、公債費につきましては、起債の元利償還金のほか、一時借入金の利子について、積算計上いたしております。前年度と比べますと、3件の元金償還の開始に伴う、起債償還金が増額となりましたほか、平成3年度消防局庁舎建設事業に伴いまして、簡易生命保険資金から、高い利率で借入いたしました起債の、平成21年度末、未償還元金につきましては、公的資金補償金免除繰上げ償還制度を活用し、低利の資金へ借換えをして、繰上げ償還をするため、増額をいたしております。

第8款、予備費につきましては、枠により、計上いたしましたものでございます。以上、歳出の主な内容について、ご説明を申し上げますが、これに対します、歳入の主な内容について、ご説明を申し上げます。

第1款、分担金及び負担金の、市町村負担金につきましては、歳出におきまして、不燃物処理費の再生資源分別等業務委託料の新規計上、米子浄化場機械設備修繕料の増額、新型インフルエンザ感染防止用資器材、及び、電波伝搬調査委託料の新規計上、高規格救急車購入台数の1台増、3件の元金償還の開始に伴う、公債費の増額のほか、職員の新陳代謝によります、人件費の減額、退職積立金年度分積立率の引き下げによります積立金の減額、灯油単価の値下がりによる、溶融施設運転経費の減額によりまして、前年度と比べますと、減額いたしております。

衛生費特別負担金につきましては、歳出の不燃物処理費におきまして、再生資源分別等業務委託料の新規計上に伴い、米子市が回収いたしました、古紙の一部を、再生資源3業者へ直接搬入することにより、古紙分別業務が、人員増となることに係る、米子市特別負担金を新規計上いたしましたものでございます。

消防費特別負担金につきましては、歳出の消防施設費におきまして、電波伝搬調査委託料の新規計上に伴い、消防救急無線デジタル化に係る、電波伝搬調査業務の委託を、西部広域が、東部広域分と中部広域分を含めて、一括して契約する方式とすることから、東部広域と中部広域分の事業に係ります、事業費相当額につきましては、特別負担金として、新規計上いたしましたものでございます。

第2款、使用料及び手数料につきましては、火葬場使用料をはじめ、不燃物処理手数料、危険物等の消防手数料ほかを、それぞれ、積算計上いたしております、前年度と比べますと、火葬場使用料が、実績により増加する見込みであることと、不燃物処理手数料が、平成21年7月の料金改定により、引き上げとなることに伴いまして、増額となる見込といたしております。

第3款、国庫支出金につきましては、緊急消防援助隊設備整備事業の、皆生出張所、消防ポンプ自動車と、江府消防署、高規格救急車の更新整備に対します、消防庁消防防災施設等整備費国庫補助金といたしまして、補助率2分の1により、積算計上いたしております。

また、境港消防署高規格救急車の更新整備に対します、防衛省防衛施設周辺消防施設整備事業国庫補助金といたしまして、補助率3分の2により、積算計上いたしております、前年度と比べますと、消防庁補助の、救急車1台の対象事業の増加と、防衛省補助の新規計上によりまして、増額いたしております。

第4款、県支出金につきましては、病院群輪番制病院の、小児救急医療支援事業費県補助金を、積算計上いたしておりますほか、鳥取県消防防災航空隊への隊員派遣に係ります、消防防災ヘリコプター運航調整交付金と、火薬類等の権限委譲事務交付金を、それぞれ、積算計上いたしております、前年度と比べますと、火薬類等事務交付金を、実績見込により、減額いたしておりますほか、小児救急医療支援事業費県補助金の補助対象日数が、増加したことによりまして、増額いたしております。

第5款、財産収入につきましては、退職積立基金のほか、財政調整基金、及び、うなばら荘基金から生じる、運用利子収入と、不用となった消防車両等売却収入を、積算計上いたしております、前年度と比べますと、基金の運用利率が低下すること等に伴いまして、減額いたしております。

第6款、繰入金につきましては、うなばら荘の起債償還金に充当するための、うなばら荘基金繰入金のほか、退職予定者3名分の、退職手当に充当するための、退職積立基金繰入金を、それぞれ、積算計上いたしております、前年度と比べますと、退職者が1名減少したことによりまして、退職積立基金繰入金を、減額いたしております。

第7款、繰越金につきましては、枠として、計上いたしましたものでございます。

第8款、諸収入につきましては、米子自動車道の救急業務に対します、高速自動車道救急業務支弁金のほか、リサイクルプラザにおきまして、回収いたします、アルミ、鉄、ペットボトル、古紙類等の、再生用有価物売却収入や、うなばら荘指定管理者納入金等を、それぞれ、実績見込により、積算計上いたしております、前年度と比べますと、うなばら荘指定管理者納入金を、実績見込により、減額したことによりまして、減額いたしております。



第9款、組合債につきましては、消防施設整備事業の起債借入額と、公的資金補償金免除繰上げ償還に係ります、借り換え債を、それぞれ、積算計上いたしております、前年度と比べますと、借り換え債の新規計上によりまして、増額いたしております。

以上、歳入の主な内容について、ご説明を申し上げます。次に、第2条、地方債につきましては、消防施設整備事業費と、借り換え債の起債限度額や、方法等を定めるものでございます。第3条につきましては、一時借入金の限度額を、第4条につきましては、歳出予算の流用の範囲を、それぞれ、定めるものでございます。

なお、給与費明細書、債務負担行為の支出額、支出予定額調書、地方債の現在高調書につきましては、それぞれ、添付をいたしておりますので、ご参照をいただき、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

○12番（石上良夫） はい。

○議長（中村昌哲） 石上議員。

○12番（石上良夫） えー、一般会計の、あの、概要説明の5ページ、えー、熔融処理費について、お聞きします。えー、あの、概要説明で、えー、熔融施設の運転経費、えー、これが約1億2千900万。えー、4千300万の大きな、あの、減額要因として、えー、灯油単価の値下がりとありますが、えー、21年度の、えー、灯油の、えー、予定使用量。えーと、それと、あの、設定単価がいくらにしてあるのか、えー、また、あの、熔融されたスラグは、えーと、あの、県の、あの、公共事業等に、えー、再利用されて非常に、あの、有効に使われておりますけど、えー、昨年度、非常に、あの、スラグの発生が少なかったと、えー、ほとんど、えー、公共用に使われて、とそういうことを聞いております。

21年度は、えー、スラグの有効利用をするために、どのぐらいな、あの、スラグの発生、生産があるのか、えー、これを、えー、聞いてみたいと思います。

また、あの、原料であります、えー、焼却残渣、また、汚泥、これが、えー、減量化によりまして、スラグの発生が少ないのか、えー、そのへんもちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（中村昌哲） はい、伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい、えー、熔融処理費でございますが、まず、最初、運転管理のほうですが、あの、これは、ユニチカのほうに、あの、いったん、えーと、火をいれますと、40日間ぐらい連続運転しますけども、あの、3人が4パーティ、4組で、あの、終日、運転をするというものでございます。これが、1億800万でございます。それから、あの、熔融施設運転経費の減でございますけども、これは、えーと、灯油の値下がり分が約2千700万、それから熔融量の減が1千700万でございます。で、えーと、平成21年度の予算の、えーと、組み方ですけども、あの、

焼却灰が、あの、減っていると。で、溶融しきれない余剰残渣がでるということで、えー、20ミリアンダー等を取りまして、あの、これは、最終処分場にもっていくと、で、焼却灰に見合った余剰残渣しか溶融をしないということで、余剰残渣につきましても、最終処分場にもっていくと、いうふうにしております。

それから、あの、灯油の、えーと、単価の件ですけれども平成20年度は、当初予算で1リットル85円、えーと、85.575円で、予算要求しとりましたけれども、来年度につきましては、56.7円で予算要求しております。で、あの、先ほど、あの、焼却灰に見合った分しか溶融しないということですが、あの、溶融処理量、20年度は6千300トン計上しとりましたですけれども、今年度、あぁ、来年度は、5千100トンでございます。それから、溶融スラグの、えーと、販売量ですけれども、21年度につきましては、あの、発生しました溶融スラグの50%は販売をしようかと、いうふうに考えております。あの、どういたしまし、あの、どういうふうにいたしましても、エコスラグセンターの、あの、立ち上げ時、それから立ち下げ時には、不良品がでます。で、あの、軌道に乗ったもの、それから、あの、鳥取県の、あの、条例、良質試験等にクリアしたものは、極力、販売をしていきたいと、いうふうに考えております。

○議長（中村昌哲） はい、石上議員。

○12番（石上良夫） えー、あの、溶融スラグの50%が、えー、再利用されて、あとの50%が、えー、最終処分場に行くと、いうことで理解しておりますけど、以前は8割ぐらいが、えー、残留物質も無く、えー、再利用されておりました。あの、理由として、不燃残渣が非常に多いと、えー、それでなかなか、あの、あの、純金属等の、えー、残留があって、なかなかうまくいかないと、いうことを、あの、お聞きしております。今、あの、焼却残渣の量が少なく、えー、スラグの量が、えー、なかなか、あの、あがらないとお聞きしましたが、えー、焼却残渣等あまり、えー、構成市町村の量は、えー、変わらないと、わたしは、あの、認識しておりますけど、何かあの、他に考えられる理由等が、えー、ありましたら、えー、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） えー、あの、エコスラグセンターが、えーと、平成16年4月から、供用開始しております。で、平成16年度につきましては、あの、3千200トンほど、焼却灰が発生しておりました。で、17年度に約15%、落ちております。で、まぁ、えー、この落ちた要因でございますけれども、市町村合併によるものだろうと、例えば淀江町の、あの、焼却灰がエコスラグセンターに入る予定でしたけれども、あの、市町村合併によって、まぁ、クリーンセンターにと。あの、日吉津につきましても、クリーンセンターにと、いうふうに考えております。

○議長（中村昌哲） いいですか。

○12 番（石上良夫） はい、以上ありません。

○議長（中村昌哲） 他にございませんか。

○15 番（佐々木秀明） 議長。

○議長（中村昌哲） 佐々木議員。

○15 番（佐々木秀明） えっと、13ページの企画調整費のほうで、お聞きいたします。えー、可燃ごみ処理広域化実施計画が、えーと、業務支援委託で130万上がってますけども、今後の、今の進捗状況と、この、最終結果は平成22年に出すということをおっしゃってありますが、その確認をお聞きしたいと思います。

○議長（中村昌哲） 谷上広域ごみ処理計画課長。

○広域ごみ処理計画課長（谷上道夫） えー、お尋ねの件でございますけども、ただ今、えー、昨年からです、えー、広域ごみ、えー、処理推進協議会を設置していただきまして、そのもとに、この協議会は、構成は、正副管理者の方々でございますし、そのもとに委員会を設置しております。これは、副市長、村長さんの会議でございます。その下に幹事会を設けていただいております。それは、清掃事務担当課長会の皆さん、プラス西部広域の職員が入っております。で、その幹事会の場で、現在、基礎データの集計中でございます。この、基礎データに基づきまして、新年度、コンサル発注に向けて事務を進めておるところでございます。えー、計画のとりまとめにつきましては、現在21年度、あ、21年末を、ま、目標といたしまして、諸準備を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（中村昌哲） 6番、岡村委員。

○6 番（岡村英治） はい、えっと、それでは、わたしは4点ほどお伺いしたいと思うんですけども、まず、あの、この一般会計の予算書ですね、えーと、7ページになりますけども、えー、歳入の項目で、えー、一番右の端のほうにですね、えー、前年度との比較表で、あの、各自治体によって、プラスマイナス、いろいろあの、あるということになってはいますが、これは、なぜ、各自治体によって、プラスになったり、マイナスになったりと、そういった要因について、お伺い、まず1点したいと思います。

それから、2点目ですけども、えー、今度は、あの、この、当初予算の概要について、お伺いしますが、その、4ページ目の最終処分費、それから、えー、6ページ目の、白浜浄化場処理費、同じく米子浄化場処理費についてですね、人件費で再任用の方がそれぞれ、なっています。それぞれで、ま、人件費を削減するといった、そういった方針に基づくものだということは、分かりますけども、あの、そういった点。しかし、あの、ま、ベテランのですね、あの、能力を發揮してもらったことについては、分かるわけですけども、しかし、反面、今度は、そういった技術の、ま、若い方への、ま、継承というんでしょうか、そういった面でどういうふうな、この点を考えておられるのか、えー、お伺い、1点、それをお伺いしたいと思います。

います。

それから、3点目ですけども、えー、最終処分費のですね、えー、最終処分場の、えー、管理費、管理費っていうんでしょうか、あの、決算なんかで、私どもも、指摘しているところなんですけども、えー、処分量が大幅に減っているにもかかわらず、委託料が、あの、そのまま据え置かれとると、いったことになっていて、えー、新年度、まあ、来年度は、えー、その委託料の改定を、あの、なさるというふうなことが言われていたわけなんですけども、これは、実際どういうふうになったのかということ、この際、お伺いしたいと思います。

それから4点目ですけども、溶融処理費についてです。あ、これについても、やはり、あの、ユニチカのですね、維持管理費っていうんでしょうか、そういうものが、かし管理期間の3年を経過した後、えー、膨大なものになったと、いうことで、えー、あります。これについて、新年度、来年度はどういうふうな形で、えー、委託契約になったのか、契約するのか、ということについて、この、あわせて4点、お伺いしたいと思います。

**○議長**（中村昌哲） 足立総務課長。

**○総務課長**（足立信二） まず1点目でございますが、えー、米子市、日吉津村、日南町につきまして、市町村負担金合計額が前年度と比較しまして、増額となっております。米子市につきましては、えー、消防費におきまして、19年度に購入いたしました米子化学車の起債の元利償還が開始となっていることによる、起債償還に係る負担金の増額でございます。それから、米子市引継ぎ消防職員3名分の退職手当に伴います、退職手当特別負担金の増によるものでございます。また、日吉津村につきましては、白浜浄化場へのし尿の投入実績が増加したことによって白浜浄化場負担金が増額しております。日南町につきましては、リサイクルプラザに搬入する不燃ごみ量が他の市町村に比べ、転生率が低かったため最終処分場での、不燃残渣に係る、処理量の割合が他の市町村に比べ、相対的に増加したことにより、負担金が増額したものでございます。以上です。

**○議長**（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

**○環境資源課長**（伊澤壽高） えー、あの、最終処分場、それから米子浄化場、白浜浄化場の再任用の件ですけども、あの、これは、何十年も、あの、経験された方が、あの、退職されるわけですし、あの、個々に預かれるということで、ま、あの、後輩への技術の継承は十分できるというふうに、考えております。それから、えーと、最終処分場の委託料の、あの、改定でございますが、今まで、あの、平成5年から、えーと、平成15年まで一本の協定書で、あの、広域と、あの、環境プラントが、あの、契約を結んでおりました。で、えーと、平成20年度で協定書が切れまして、で、それに伴いまして、コンサルに委託いたしまして協定書の内容の素案、また、維持管理費を積算しております。で、えーと、新年度から、えーと、一本の、あの、協定書を

2本の協定書と1本の契約書に分割したいというふうに考えております。で、まず、2本の、あの、協定書のうち一本ですけども、あの、最終処分業務に関わる協定書といたしまして、今、現在、えーと、小堰堤、1段2段を、あの、建設しておりますけども、これが、24年度で一杯になります。従いまして、埋め立て協定は、平成24年度までです、ということにしております。それから、維持管理経費につきましては、あの、固定費分と、あの、変動費分というふうに分けております。で、あの変動費分におきまして、あの、搬入量に応じた委託費を支払う、いうふうにしております。それから、ああ、あの、それから、維持管理費ですけども、これは、毎年、あの、更新をすると、単年度更新にするということにしております。

それから2本目の、えーと、協定書ですけども、これは、埋め立て完了後の維持管理及び維持管理積立金に関わるあの、協定書を新たに作りました。これは、埋め立て完了後の維持管理に関わる業務を具体的に、あの、規定するとともに、維持管理積立金の繰り戻しの、あの、手続き、それから、あの、経費の充当等を具体的に規定しております。

で、あの、この、えーと、協定書案につきましては、3月の4日に、えーと、清掃担当課長会議を開きまして、説明したいというふうに考えております。

それから、4点目ですが、溶融処理費の件でございます。これは、あの、福岡クリーンエナジーに、あの、積算、それから、工事の優先順序を委託しております。で、あの、工事請負費ですが、平成20年度は1億6千770万でしたけども、今年度は、1億6千万を要求しております。以上でございます。

**○6番**（岡村英治） 議長。

**○議長**（中村昌哲） 岡村議員。

**○6番**（岡村英治） はい、わかりました。あの、ま、適正な委託料とか、そういうものになるように、ご努力をお願いしたいというふうに思います。それと、えー、あわせてですね、ま、60億からの、ま、結局、予算案を、まあ、審議するということがあたってですね、なかなか、あの、短時間では尽くせないというふうな思いが一杯です。ま、そういったところで、ま、これからの議会改革ということでですね、あの、ぜひ、あの、より細かな審議ができるよう、ま、これは議長さんをお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

**○議長**（中村昌哲） 他にありませんか。森議員。

**○4番**（森 雅幹） えっと、4点ほど、質問したいと思います。えっと、まず、えー、消防関係の、えー、ま、体制見直しをして、ま、1年たったわけですが、えー、ま、救急車及び消防車が一度にでない、ま、コース、出張所では、それができないと、ま、そういった体制をとったわけなんです、ま、それが、ま、21年度まで、そのままいくと、考えますが、これまでの状況として、どうであったのか、えー、ほんとに同時に起こるっていうことは無かったのか、今後、ほんとにないのかどうか、その

あたりについて答弁をお願いしたいです。

次に、市町村負担金ですけれども、えー、市町村負担金についてはですね、一部については、えー、基準財政需要額に計上されて、まあ、それが交付税という形で、ま、返ってくる部分があるんだと思うんですが、これが、具体的に、それぞれの市町村で、この負担金と、この基準財政需要額算入額というのは、どういう形になっているのか、伺います。

次に、えー、広域可燃ごみの処理計画の問題ですが、えー、ま、米子市のクリーンセンターに受け入れるという方向で、ま、話しは進んでいると思うんですけれども、地元、自治連合会は、ま、同意ということには、なっていますが、一番の地元の、えー、自治会は、まだ反対の姿勢だと思っています。で、これは、どのように、今後、すすめていくのか、具体的なことをお願いをしたいと思います。それから、また、この、広域化の実施計画の、えー、策定業務委託ということで630万、計上してあって、ま、これも、その、何か計画を作るための、また、委託と、いうことでの、ま、計上なんですけれども、ほんとに、これ、内部で作ることはできないのか、そのあたりもあわせて伺います。

4点目ですが、えー、最終処分場の問題です。えー、先ほど、えー、平成24年度まで、ということで、協定を結ぶということでした。えー、まあ、一応、そこで、えー、今回の協定は切れるんだと、いうことだと思うんですけれども、えー、ま、その後ですね、ま、今後もずっと、こういう形でやっていくのかということは、この議場でも、だいぶ議論されています。で、えー、前にも管理者か事務局長かの発言で、えー、その最終処分場を作るには10年以上のスパンでの、ま、ことが必要だと、ま、こういうようなことで、当面は、ま、これを、えー、更新することだというようなことの、答弁があったと思いますが、えー、その、この広域組合としてのスタンスとして、自前の、えー、最終処分場を作るのかどうか、えー、それに向かって、動くのか、動かないのか。このあたりについて、答弁を願います。

えー、それと、えー、これは質問ではないんですけれども、ま、先ほど、あの、スラグの、えー、利用の問題に、えー、ついて、まあ、発言があったわけですが、まあ、また、えー、半分はそれを売って、えー、やっていくと、こういうような答弁がありました。えー、わたしは、その、やはりこのスラグがですね、本当に安全なものでは無いというふうに、まあ、思っております。えー、何年かすればですね、本当に、えー、行政が、えー、市民に毒をばらまいていたと、ま、こういうことになりかねないものではないかなと、思っております。その分、金がかかってでも、えー、最終処分場にずっと埋め立てて、管理していくべきものだと思っております。で、そのことについても、本当に大丈夫だと、いったことが誰も責任もてないと思います。

ま、そのことも含めてですね、その、スラグのほんとの利用についてね、考え方をもう一度お願いをしたいということも申し上げておきます。以上です。

○議長（中村昌哲） 浦木消防局長。

○消防局長（浦木 昇） えー、まず、1点目について、お答えいたします。平成19年10月に組織改変をいたしました。出張所、さっきもご指摘がありましたように、出張所は4名、または5名体制ということで、えー、やって1年半がたったんですけども、えー、その間、一回だけ、ほぼ同時救急と火災というのがございまして、たまたま、これ日南町でございましたけども、えー、生山救急車が出動中に火災があつて、江府消防署、それから南部出張所から消火にあたったという事例はございます。

現在のところは、これ1件でございます。ま、今のところございませんですけど、ま、当初、前局長が、一応、3年間は、やってみて、その結果、何かあれば、その時点で考えるところだと、なってますけども、ま、1年半たった段階ではそういう状況でございます。以上です。

○総務課長（足立信二） はい。

○議長（中村昌哲） 足立総務課長。

○総務課長（足立信二） えー、2点目の基準財政需要額の件でございしますが、えー、本組合では、えー、負担金で、えー、使っております数値は、消防費でございまして、えー、基準財政需要額、えー、以下の負担金を、えー、っております。えー、需要額については、えー、消防の需要額については、非常備も入っておりますので、えー、当、組合の負担金は、需要額以下ということでございます。以上です。

○議長（中村昌哲） 谷上広域ごみ処理計画課長。

○広域ごみ処理計画課長（谷上道夫） はい、えー、広域、処理、ごみ処理計画につきましてでございますけども、えー、経過を申しあげますと、ご存知かもわかりませんが、えーと、メモしてありますが、平成18年の1月20日の西部広域の正副管理者会議におきまして、えー、平成23年度、供用開始予定の、新広域可燃ごみ焼却施設建設計画が、えー、凍結をされました。その中身につきましては、えー、23年度から27年度までの計画につきまして、老朽化が否めない施設、3施設ありますけども、それについて、えー、23年度以降、米子市へ委託するということでありますし、もう一点につきましては、28年度以降の計画につきましては、22年度における可燃ごみ発生量の推移及び処理状況を見定め、えー、処理フローの見直しを行うこととするということで合意はされました。で、えー、23年度から27年度までの、えー、先ほど申し上げました、3施設、老朽化を迎える、米子市の受け入れにつきましては、えー、米子市長が地元のほうに説明をされまして、同意を求められまして、今年、昨年の5月に同意がなされたと、23年度から27年度の、までの間の暫定的な搬入について、地元関係団体等の、えー、了解を、同意を得られたという報告を西部広域のほうに、報告書として受け取りまして、それに基づきまして、今、現在、見直しの計画を進めておるところでございます。

えー、それから、えー、業務委託の関係につきましてでございますが、えー、可燃

ごみ処理広域化実施計画策定支援業務といたしまして、630万円の予算をお願いを申し上げております。これにつきましては、えー、私ども、先ほど申し上げました、広域化推進協議会の場で、幹事会の場で、それぞれ議論を重ねておるところでございますけども、現在の計画がですね、えー、処理フロー図として、米子市クリーンセンターに米子市以外の可燃ごみの焼却を委託する方法と、そしてまた、それと、もう一点は、新焼却施設を建設いたしまして、米子市ほか以外の可燃ごみを、そこで焼却処理をするという、大きくわけて2つの処理方法が、フロー図として、現在、検討しておるところでございますけども、この、新焼却施設を建設するという処理フローにつきましては、実は、わたしどもの幹事会の場では、なにせ、専門的知識を有するものがおりませんので、この部分について、コンサル委託をして、積算を求めるものであります。

えー、計画策定から、えー、策定から完了までですね、全部コンサルに委託するものではありません。基礎データをコンサルに提供し、それで試算されたものでもって、コンサルから出されたものでもって、わたしどものほうで、えー、計画を練り上げていくというものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**○議長**（中村昌哲） えー、内田事務局長。

**○事務局長**（内田俊男） 先ほど、あの、最終処分場のことにつきまして、今後どうやっていくかという伺いでございますけど、あの、先ほど、まあ、あの、質問の中にもございましたですけども、この、新しい処分場ということになりますと、用地の選定、環境アセス、というようなこと。あるいは建設というような期間を入れますと、10年以上かかるというのが、えー、実態でございます。

今の、処分場がまあ、あの、予定では49万立米ぐらいを予定しております。この49万立米といいますのは、ただ今、あの、小堰堤の築造工事を行っておりますが、後、2回ほどの築造工事を重ねながら、49万立米が入るという計画になっております。ま、わたしども、あの、事務局的には、あの、ここに、それぞれのその計画でもって、進めていきながら、最終処分の、不燃物なり、あるいはスラグの最終処分を行っていきたいと、いうふうに、まあ、考えております。

それから、まあ、あの、スラグの利用ということなわけでございますけども、ま、今のところ、あの、鳥取県からもお墨付きをもらったエコ商品であるということの規定をいただいております。まあ、碎石路盤材に、まあ、投入と、いうことで、まあ、道路関係が多いわけですけども、そちらのほうに、まあ、あの、使っていただいております。えー、まあ、最終処分場ばかりというの、ありますでしょうけども、一応、今のところは、道路のほうにもって行くという、それから、不適材品は、まあ、最終処分場のほうに行くということで考えております。よろしく、お願いしたいと思います。以上でございます。



○議長（中村昌哲） 森議員。

○4番（森 雅幹） えっと、順次、あの、質問したいんですが、あの、先ほど、あの、消防の件で、えっと、こう、1件だけ同時出動があったということでの報告をいただきました。で、日南町だったということで、ま、日南町は非常に広いわけで、で、江府、南部町、それぞれから行きますと、まあ、相当、えー、その通報があつてから、相当たつてからではなかったのかなあ、と思います。で、実際に、もし、今、わかればですけど、教えていただきたいと思ひますし、もし無ければ、後で報告いただきたいんですが、えー、もし、その、日南町の、えー、出張所から出ていると、そこで何分かかって、で、結果的に、その、日南町ではない、江府、南部から、それぞれ行ったので、えー、それぞれのところに、現場まで、結局、何分かかったんだと。ま、こういうことを。それで、結果的に、その、まあ、火災はどうなったということをおつと、報告をお願いいたします。

えーと、先ほど、えーと、次に、えー、基準財政需要額の関係ですけれども、消防については、全て需要額以下だと、ま、こういうことでありました。で、具体的な数字は、えーと、今ということにはなら、もしわかれば、それぞれの、えー、需要額、算定額をお教え願ひたいですし、もしダメでしたらば、えー、資料提供をお願いをしたいと思います。

えーと、次に、えーと、米子市、えー、23年から27年まで、ま、米子市が、えー、クリーンセンターで、この可燃ごみを受け入れるという問題なんですけれども、まあ、あの、課長のほうからは、えー、米子市の、えー、地元の合意を得ていると、まあ、そういったことの、米子市からの報告があつたと、まあ、こういうことなんですけれども、えー、地元、自治連合会の、確かに、えー、合意はあつたというふうに、まあ、思つてますけれども、えー、一番の地元である、地元自治会の、まあ、合意が無いんだと、わたしは思つてまして、で、そこに、どういった、具体的なアプローチとかですね、広域として、どういうことをやるのか、あるいは、今日は管理者、えー、米子市長もおられるので、米子市長は、えー、ま、管理者としても、米子市長としても、その、地元の一番の自治会に対して、どのような形で、まあ、説得していくのか。わたしも、基本的には、米子市は受け入れるべきだと思つているんですが、これ、上手にやらないと、えー、地元の自治連合会は全部OKつて言つとるがなと、それを、地元の自治会、何言つとるだと、受け入れやということでは、わたしはダメだと思つてまして、やっぱり、その、今までの不信感つていったものがあるがために、今まで約束してきたことが、されてないつていうことが、まあ、一番の不信感につながつていて、えー、十分な手当がやっぱり、される必要があると思ふんですね。これ、米子市がすることも必要ですし、それから実際に、えー、この広域でやることも必要だと思ふんです。その、どのような手立てをしていくのか、もう無視して、地元の自治連合会が合意しているから、これは、やるんだと、ま、そういう姿勢なのか、そうでな

いのか、えー、そこらあたりを、答弁を願いたいと。で、これは、管理者である、米子市長からも、えー、答弁を求めます。

それから、えー、スラグの、えー、あ、その前に、最終処分場の問題ですが、先ほど、事務局長のほうから49万立米という言葉がでました。で、ま、今後ね、ほんとに、今、このままでいくと、もうずーっとこのまま、えー、委託をしていって、言われるがままに、えー、委託料を払っていく。それが、イヤだったら、えー、明日から搬入すると言われて、そこにゴミがたまっていくと、で、それを、どうしようもないから、今度は、委託料を上げてでも、それを受け入れてくださいと、まあ、こういうことが、ずーっと続いているわけです。で、これは、ほんとに、自前の、えー、その、処分場といったものを、やっぱり、ずーっと模索し続けていかない限り、これは、解決できない問題ではないかなと思います。で、やはり、えー、同時並行的にですね、今、委託している部分は、委託している部分で、延長しなければならないというところも、延長しなければならないということは、もちろんですし、10年間かかるのであれば、10年計画で、本当に、えー、自前の処分場を持つんだというところを、やっぱり、模索していく必要があるのではないだろうか、具体的に動く必要があるのではないだろうか、思うわけです。

で、これについては、政治的な問題ですので、これは、管理者に答弁を求めたいと思います。

それから、えー、スラグの問題ですけども、えー、ま、今は、安全だということで、ま、県からお墨付きがある、あるいは国からも、そういった、えー、ことがあると、ま、こういうことだろうと思います。えー、20年以上前のことを考えていただきたいと思います。

えー、ま、DDTは30年以上前でしょうか、毎日、シラミがでるということで、子供たちの頭にDDTをかけ、それで消毒をしていた。ですが、今は、DDTは大変な毒だということになっています。それから、20年前には、ダイオキシンなんてことは、全然、国も考えていませんでした。で、ダイオキシンが今、これだけ大騒ぎになったのは、化学の進歩によって、ま、そういうことが証明された、結果であります。

また、20年後にこのスラグの中に何がありますか、といったことは、また、十分に考えられることだろうと思います。えー、アメリカで、まだ舗装が無い時代に、道路舗装の、えー、道路からですね、ほこりがすごくあがっていけないということで、油をずっとまいてた。で、それで、道路からほこりがあがっていなかった。で、それを、油をまいていたのは、えー、行政がまいていたんですけれども、その油の中にダイオキシンがあったということが、後になってわかって、その街は全部、えー、ま、アメリカ、土地が広いんで、全部が移転してしまったと、まあ、そういったことが、また、わたしの読んだ本の中にありました。

で、今、スラグをこうやって、どんどん使っていって、道路の路盤材として、売っ

ていくということは、また、本当に20年後に、とんでもないものを、どんどんどん、その、行政が道路にまいていたと、ま、こういったことにわたしは、つながるのではないかと、ま、そういうことが十分に考えられるわけ、ということから、わたしは、本当に慎重に行っていたらいいと、いうことを申し上げて終わります。

○議長（中村昌哲） あ、ちょっと5時過ぎましたけども、時間延長してやりますので、ご了解ください。

○管理者（野坂康夫） 議長。

○議長（中村昌哲） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） はい、あの、クリーンセンターに、他の町村の可燃のごみを受け入れることについてでございますけれども、確かに、今、おっしゃいますように、自治連合会のほうでは同意いただいたんですけども、単位自治会のほうで、同意いただいてないところがあるのは、確かでございます、ま、あの、校区にもよるわけでございますけれども、単位自治会に対してもこまめに説明をさせていただいているところがございますし、一部については、わたし自身もですね、単位自治会で説明をさせていただいたこともございました。今後もですね、あの、説得すべく、いろいろ、できるだけ努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中村昌哲） 浦木消防局長。

○消防局長（浦木 昇） えー、先ほど、日南町の事例の時間のことをおっしゃいましたけど、ま、手持ちの資料がございませんので、後日、資料提供させていただきたいと思っております。お願いいたします。

○副管理者（角 博明） 議長。

○議長（中村昌哲） 角副管理者。

○副管理者（角 博明） あの、ま、最終処分場の、まあ、件でございます。えー、まあ、現行の、まあ、形態というのが、まあ、いずれ限界がくるというのは、まあ、明白でございます。で、やはりあの、おっしゃいますように、あの、同時並行的にですね、将来の、ほんとのあり方、今、特に環境問題等イノベーションがまあ、あの、急激に、まあ、起こっている、まあ、時代で、ありますので、まあ、あの、公共、民間、問わずですね、その、あの、先進的な、あの、あり方もあろうと思っておりますので、これは、あの、早いに越したことはないと思っております。研究させていただきたいと思っております。

○議長（中村昌哲） 足立総務課長。

○総務課長（足立信二） はい。基準財政需要額の件につきましては、えー、予算書の最終ページ、38ページの消防費の負担金に該当します、需要額について、あの、数値をコピーしてお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村昌哲） 谷上広域ごみ処理計画課長。

○広域ごみ処理計画課長（谷上道夫） えー、23年から27年度の間、米子市クリ

ーンセンターへの可燃ごみの受け入れにつきましてははですね、経過を申し上げますと、平成20年5月20日に米子市クリーンセンター対策委員会、えー、地元3校区の自治連合会長、3名の方、計4団体のほうから、えー、可燃ごみの処理計画に伴う、米子市クリーンセンターへの活用についてという、暫定搬入について、あの、同意する旨の文書を米子市長のほうに提出いただきまして、米子市長のほうから、同意をいただいたという文書をいただいております。

で、この間の、23年から27年の間の搬入につきましては、この、同意書をもとにいたしまして、大山町の中山清掃センター、あぁ、該当の施設であります、大山町の中山清掃センター、伯耆町の溝口清掃センター、日南町の日南清掃センター、の、（該当の施設）を所管しとられます、3町の方々と、えー、搬入について協議を重ねていきました結果、昨年末に、2町から23年度、暫定搬入をという希望が、申し出がございました。えー、それは、大山町さんと伯耆町さんでありまして、現在、2町のほうからですね、暫定搬入についての計画書のとりまとめをしております、米子市のクリーンセンターとも鋭意協議を進めながら、暫定搬入に向けて事務を進めておるところでございます。

それから、ま、地元説明についての、西部広域の考え方でございますけども、現在、暫定搬入のにつきまして、先ほど言いました、えー、搬入計画をとりまとめておる最中でございます、えー、クリーンセンターのほうからですね、要請があれば、わたしどもも、説明等に、また、でかけていくことは、やぶさかではないという具合に考えております。以上でございます。

○議長（中村昌哲） 他に質疑はございませんか。

○10番（橋井満義） はい、議長。

○議長（中村昌哲） えー、橋井議員。

○10番（橋井満義） えー、10番、橋井です。ま、時間の関係もございまして、手短に要点のみを質問させていただきたいと思っております。

えー、特に私、あの前回もだったと思うんですけども、この、消防につきましては、大変、まぁ、日夜、あの、ありがたく、思っておるところでございます。えー、消防の職員さん、日夜、あの、大変頑張られて、危険な職務を日夜遂行されていることは、十分に、こう、理解をしとるところでございます。

それで、まぁ、特に、5年計画の、この、整備計画でございますけども、まぁ、えー、昨年来からでも、これだけ、大幅に、えー、修正、訂正等多大な変更になっておるわけでありまして、こういった人災、天災を含めた中で、この、生命、財産を守る計画が、このように、えー、言葉を悪くすれば、ころころ変わっていただくというのは、大変不安に思う一人であります。特に、まぁ、あの、この、えー、どういいますようかね、この、特に、消防車、救急車の先送り、かたや、例をまぁ、例をとったほうがよろしいかと思っておりますけども、えー、今年度の計画の中では、特に消防車などは、

おおむね1年ないし2年の先送りという事例が頻発し、かたや、えー、この、江府の救急車は、えー、これ、理由をわたしが、こう、言うべきかどうか、わたしも邪推になってしまうかわかりませんが、江府での昨年の救急出動に対する事故原因等に対する、えー、緊急の手立てなのかという、こういう、人命にかかわる事象が生じなければ、この予算の云々の編成が変動しないということについては、大変理解に苦しむものであります。やはりこういう、計画はきちっとしたものに基づいてですね、予算が無いからとか云々ということで、毎年毎年、あの、違っていただくのは、大変困るということ、構成一員として不安に思うところでありましたので、そのあたりの姿勢といいますか、見解を今一度お聞きしたいと、いうふうに思っております。

えー、その、もう1点、2点についてですが、そのまゝ、中の詳細な部分についてですが、まゝ、電波の伝搬調査の項目で今年度は計上しはりまして、まゝ2千880万ほどで、それで、特に東、中、西、東部からの負担分が、えー、1千970万ほどと、えー、基本的には914万の事業計画であるということが、まゝ、21年度には調査、及び基本設計ということになっております。それで、22年、23年度には用地交渉、そして、23年度、用地の取得ということになっております。これは、どのように誰がやっていかれるのか、そのあたりの詳細について、お伺いしたいと思います。

えー、それから、消防庁舎の修繕では、南部出張所の改修計画が当初は23年で、この1年間で完結する予定になっておったものですね、今年度に、屋根の修繕をしなくちゃいけないということになっております。もう、要するに南部庁舎の部分は屋根の修繕を待つタイミングが、失礼、もう待てないという、現状に、もうなっておるのではないかなというふうに、まゝ、察するわけではあります、こういった予算計上を、えー、まゝ、本年度に前倒しをしてでも取り組んでいこうかという、えー、計画もなされなかったのか、というあたりについての、その、事業計画の、その、妥当性といいますか、そのあたりを、わたしはきちっとやってほしいなというふうに思っているものでありますので、そのへんの計画性について、ご答弁いただきたい。

それと、これは、教育関係になりますので、えー、消防とは、また、別のものです。これについての基本的なことについて、わたしはお伺いしたいというふうに思います。

まゝ、あの、おおむね年間予算がまゝ、380万、約400万弱というものであります、おおむね、このうちの、えー、人件費等の割合が、これ、おおむね半分以上、まゝ、占めておるわけであり、えー、これについてのですね、実際の、この、稼働状況、えー、事業内容の現状の、まゝ、詳細の部分をお教えいただきたいというふうに思っております。

以上、消防関連と教育関連、この2点についてお願いします。

○議長（中村昌哲） 浦木消防局長。

○消防局長（浦木 昇） お答えいたします。ま、先ほど、あの、橋井議員がおっし

やったように、ま、やたらに、こう変更になるんじゃないかということでございますけども、わたしども、あの、どうしても構成市町村の、ま、財政事情もありますので、えー、整備計画については平準化を図りたい、というのが1点ございます。ただ、先ほど指摘がありましたように、至急に、消防車を遅らせても、救急車を早くしたんじゃないかと、いうのは、昨年、救急車のトラブルが10万キロ以上走行した車両があったもんでございますから、まず、人命を預かる救急車のほうを優先して、10万キロなったものについては、早急に更新を考えたいという気持ちがあったもので、今回、まあ、今年度、21年度に変更させていただきました。

それから、先ほど言いました、2点目の伝播調査でございますけども、えー、これは、まあ、いろいろ、こう、鳥取県の、鳥取県防災局、そして、東部、中部、西部消防局で、えー、消防救急無線のデジタル化検討委員会がございまして、いろいろ検討してまいりました。えー、その中からいろいろメーカーから見積もりをとったときに、わたしども、東部、中部、西部、それぞれ単独でやるよりも、3局が一緒になって、共同で伝播調査を行えば、わたくしどもでいけば、140万ぐらい安くなると、いうことで、じゃ、一緒にやりましょうということで、わたくしどもが、契約、先になりますということで、えー、受けて21年度に伝播調査を行いたい。えー、先ほど、この伝播調査におきましては、実際に、現在、コンピュータでシミュレート、シミュレーションしとります山に、実際にあがって、そこから電波を飛ばして、どのへんまで届くかという調査をするものでございます。えー、その結果、現在では、公の、構成市町村さんのお持ちの山を選定しておりますけども、ひょっとすればそこでは、到達できない部分も、えー、できるかもしれないということで、22、23にさらに、適地が無いかということで、用地を。もし、民間の用地であれば、そこをお願いしてでも、取得しなければならぬんじゃないか、とか。で、それについて、選定した後に、えー、実際に、土地を買わしていただいて、えー、それから実施設計。これは、いわゆる本設計になりますけども。それを終えてから、えー、最終的には、えー、25、26、27と3ヵ年で27年度末、ああ、28年の3月末には、全ての工事を完了したいと、というのが現状でございます。

それから、南部出張所の計画ってことでございますけども、ま、いろいろ年次計画を組んでおりましたけども、いよいよ南部出張所の、その、屋根のほうで、水漏れがするというのが、発見されて、急遽順序を入れ替えました。と、いいますのが、これは、早くやりませんと、えー、現在の南部出張所の近くで新しく道がはするという予定がございますので、えー、その工事のときに雨が漏るようじゃ、えー、住活、ああ、生活空間ができなくなりますので、ま、優先的に南部のほうを先にしたという事情がございます。以上でございます。

○議長（中村昌哲） えー、足立総務課長。

○総務課長（足立信二） えー、あの、2点目の、教育委員会会計のライブラリーの

関係でございます。ライブラリーの利用状況でございますが、えー、18年、えー、19年、20年の見込みでございます、えー、18年につきましては、えー、1,484件、えー、19年度、えー、利用者が、あぁ、利用件数が、1,166件、本年度が、えー、936件の、えー、大体見込みになっております。あの、大体、あの、2割前後ずつ、件数は減っております。えー、利用、えー、人数でございますが、延べ人数で、18年が、4万3千890人、19年度が3万7千121人、えー、本年度が、2万8千670人の見込みになっております。

えー、今、現在、ライブラリーの教材、機材につきましては、あの、ビデオが中心でございます、あの、その、ビデオにつきましても、今、DVDという、あの、メディア（ア）、あの、媒体に変わりつつあります。えー、うちのライブラリーにつきましても、新年度からDVDの、えー、購入、並びに機材を購入する予定にしております。何とか、このへんで、えー、歯止めをかけたいなということで、思っております。以上でございます。

**○議長**（中村昌哲） 他に質疑ありますか。福原議員。

**○14番**（福原 實） えー、先ほど来から、あの、消防車及び救急車の出動態勢のことについてのお話ございましたけれども、えー、私が把握している中には、中山出張所で1件、そして、日南、失礼、生山出張所で2件の、そういった、ま、同時出場できなかったと、いう例を聞いております。ま、そういったことは、まぁ、3年間ということで、状況をみるというお話しでございますけれども、待っていて、それが、解決するわけでは、ございませんけれども、何らかの、その、手立てといたしますか、方法論と、こうなりますけれども、ないのか、そこらへんについて、お伺いしてみたいと思います。

ま、あの、これは、人員が十分に揃わないということが原因であろうかと思っておりますけれども、えー、それだけではなくて、何かの方法ができないものか、そういった、ところをお考えではないのか、ちょっと伺っておきたいと思っております。

**○議長**（中村昌哲） 浦木消防局長。

**○消防局長**（浦木 昇） はい、あの、先ほど、ま、中山1件、日南2件となった、あの、過去10年間の分をおそらく見られた分で、あの、わたし、さっき、1件、言いましたのは、あの、開始以後のことでございますから、申し訳ございません。

ま、あの、このたびの、こういうような組織改変いたしましたのは、ま、財政的なものを減らしなさいということで、以前は、各出張所は消防隊4名、救急隊3名と7名体制をとってりました。これを、ま、24時間、貼り付けておりましたら、どうしても、祝祭日、年末年始も勤務させますので、祝祭日手当というのが、かかって、ま、支払っておりました。その金額は、大体、1億3千万程度だということ、それを何とか減らしなさいということで、ま、前局長が考えたのが、こういう組織改変とい

う考え方で、えー、それにあわせて、国のほうからも、従前必ず、消防隊、救急隊を揃えなさいということが、言ってたんですけども、消防力の基準で。それが、消防力の整備指針というものになりましたら、乗り換え運用してもいいよというようなことを言ったもんですから、ま、こういうふうになりました。

いう、ま、現実的などころが、現実でございまして、ま、元通りに手当をだせ、(だし)ていただいて、元通りの体制にするのか、または、現体制によって、一番手薄なところだけを増員をかけていただくのか、いずれかはお願いするしかないなど、いうふうに思っております。以上でございます。

○議長（中村昌哲） 福原議員。

○14番（福原 實） えー、関連してでございますけれども、おそらく、あの、同時出動ができないというのは、有資格の関係も含めてだと思えますけれども、いわゆる、あの、西部、西部広域の消防の体制の中だけで、回そうとすれば、そういうことになるんですけども、例えば、関係する市町村等々の手助けをいただくとか、いうようなことについてのお考えは、ま、一つの例としてあるわけですが、有資格者を、いわゆる、ま、緊急出場させていく、その、あの、というようなことをできるだけ、短か、手短でやりませんか、ま、時間的なことがございますので。ま、あの、一つ、器の中だけで回そうとすると、そういうことになると思えますけれども、何らかの方法がないのかなということ、我々、あの、考えるものですから、伺ってみたいと思えます。

○議長（中村昌哲） 浦木消防局長。

○消防局長（浦木 昇） あの、先ほど、当然、わたし(たち)の救急が出てしまうと、救急車に乗って、米子に出てしまうので、ま、(受け入れの)大半は米子でございますので、ま、その受け入れが、もっと、日南病院さんが、たくさん受けていただけるんなら、そりゃ、長い時間はかからないと思えますし、また、まあ、あの、こういう体制になる前から、日南町消防団さんには、必ず、水利が遠いところが、かなりございますので、絶えず、中継というのは、まあ、頭の中に入れていただいておって、えー、やっていただきましたんで、今、これは、今、現在じゃなくって、過去からも全て、日南町消防団さんとの連携というのは、もう、絶えず頭の中に入っております。ま、そのへんで、まあ、今後、まあ、こういう体制になって、さらに消防団さんのほうに、お願いするという負担が多くかかったというのが現実でございますけれども、そのへんで連携を組んで、防御していただくと、していただきたいなど思っております。以上でございます。

○議長（中村昌哲） 他に質疑はございませんか。

○13番（西郷一義） はい。

○議長（中村昌哲） 西郷議員。

○13番（西郷一義） えー、あの、21年度予算には、(21年度予算)の中身とし



ては、無いと思いますが、この機会でございますので、えー、要望ということで、発言させていただきたいと思いますが、えー、先日、実は、伊澤課長のほうに、わたし、直接、工場のほうに行きて、お話ししたことでございますが、実は、このエコスラグセンター、あるいは、リサイクルプラザ、ま、地元の、ま、議員であるわけでございますけども、この建設につきましては、ずいぶん、わたしも関与した一人でございますけど、ま、あの、リサイクルプラザが建設になってから、相当、年数がたっております。

その際に、まあ、あの、南側の斜面、山林ですな、これを、ま、一部、えー、あの、広域以外の個人の所有地、山林もございしますが、その、その下の農道ですな、農道に、その、原野の山林の、山林ていうか、えー、木の枝が覆いかぶさって交通にも、ように作物の栽培にも影響をきたす。ま、ということで、何とか、これ、まあ、あの、早く、まあ、今年度中にでも、管理といいますかね、まあ、木の伐採を作物や、交通に支障の無いように、まあ、あの、広域のほうに要請してもらいたいという、まあ、お話しがあつて、まあ、いろいろと話しとるところでございますけど、まあ、あの、町長にも、まだ、そういう話しを、こないだの話しでございますので、まあ、あの、してございませぬ、おらないわけでございますけど、何とか、広域として、この地域の皆さんに迷惑のかからないように、その、木の伐採ていうか、管理をですな、こう、やっていただきたいなど、いうふうに、まあ、この際でございますので、要望として予算についての要望として、ま、発言しておきたいという。よろしく、まあ、善処方お願いしたいと思います。以上です。

○議長（中村昌哲） はい、他に質疑はございませんか。

他にないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第 9 議案第 9 号

○議長（中村昌哲） 次に日程第 9、議案第 9 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第9号について、ご説明を申し上げます。

議案第9号は、平成21年度鳥取県西部広域行政管理組合鳥取県西部ふるさと振興事業特別会計予算について、お願いをするものでございまして、この特別会計予算は鳥取県西部ふるさと振興基金の運用利子収入を財源とし、鳥取県西部地域の創造的、一体的振興整備に資する事業として、ふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づく事業を、実施するものでございますが、平成20年12月26日付総務事務次官通知によりまして、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱につきまして、平成21年3月31日をもって、廃止をするとの方針が示されたことから、当組合におきましても、関係市町村の自立的な協議により、ふるさと市町村圏計画の継続ないし、見直し等を判断する必要が生じたことから、歳入におきましては、基金の運用利子である財産収入と確実に見込まれる前年度剰余金を繰越金として歳入に計上し、歳出におきましては、事業実施に係ります予算の計上を取りやめ、歳入予算に計上した金額全額を基金へ積み立てることとして、積算計上いたしております。

その結果、予算総額を歳入、歳出それぞれ1千304万8千円といたしましたものでございます。

よろしくご審議をいただきご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○**議長**（中村昌哲） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○**議長**（中村昌哲） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○**議長**（中村昌哲） 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第10 議案第10号

○**議長**（中村昌哲） 次に、日程第10、議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第10号について、ご説明を申し上げます。

議案第10号は、任期満了に伴う、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いをするものでございまして、本組合の教育委員会委員、小椋美香子氏及び辻谷由美氏の任期が平成21年3月31日をもって満了となりますので、引き続き両氏を委員に任命しようとするものでございます。

両氏の履歴につきましては、議案のほか、参考資料を添付いたしておりますので、よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） はい。ないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村昌哲） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

## 第11 報告第1号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第11、報告第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました報告第1号について、ご説明を申し上げます。

報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成21年1月16日に専決処分をいたしました、消防活動中の人身事故に対します損害賠償の額の決定について、ご報告を申し上げます。

事故の概要につきましては、平成20年4月8日、米子市日ノ出町1丁目12番27号付近の米川左岸歩道上で火災の消火活動のため、消防ポンプ自動車から延長しておりました、通水状態の消防ホースに国道9号方面から歩いてきた被害者がつまずき、転倒し、負傷したものでございます。

その結果、相手方との示談に基づき、過失割合を組合85に対し、相手方を15といたしまして、相手方被害者に対します、損害賠償の額を4万3千250円とし、相手方医療給付に係る第三者行為求償権者に対します損害賠償の額を12万2千970円としたものでございます。

何とぞ、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村昌哲） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） ないものと認め、質疑を終結いたします。

## 【 閉 会 】

○議長（中村昌哲） 以上で、本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成 21 年第 2 回  
鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦勞さまでした。

午後 5 時 3 8 分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員